

生駒市遺贈寄附に係る支援事業に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和7年12月25日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により提案採用予定者を特定するにあたり、提案者の公募を行うので、公告する。

記

1 業務名

生駒市遺贈寄附に係る支援事業

2 業務内容および提出書類

別添「生駒市遺贈寄附に係る支援事業に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

令和8年3月から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに締結当事者のいずれかから終了期間の延長を申し出たときは、協議の上、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。なお、本支援事業の実施にあたり、協力事業者がいる場合には、すべての事業者において資格要件を満たすこと。

- (1) 公示日現在から提案採用予定者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (5) 納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 実施要領等の閲覧

実施要領等を公告の日から次のとおり、生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供する。

閲覧日時 令和7年12月25日（木）～令和8年1月27日（火）

午前9時～午後4時30分

閲覧場所 生駒市役所3階市政情報コーナー

6 提出期限等

(1) 提出期限

令和8年1月26日（月）15時00分まで（必着）

(2) 提出場所

生駒市役所経営企画部企画政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。